指定障害福祉サービス事業所管理者 指定障害者支援施設管理者 各位

横浜市健康福祉局障害施設サービス課長

令和2年度指定障害福祉サービス事業者等に対する集団指導の実施について (通知)

日頃から、本市の障害福祉行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、例年、障害福祉サービス等の適正な事業実施に向け、横浜市に所在する事業所を対象として実施 している集団指導について、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、実施方法を以下のとおりと します。

1 対象サービス

施設入所支援・日中活動系サービス(療養介護、生活介護、就労移行支援、就労継続支援A・B型、自立訓練(宿泊型自立訓練も含む))・就労定着支援・共同生活援助・短期入所

※ 本市ホームページ及び「障害福祉情報サービスかながわ」には、当初、自立生活援助も対象として記載していましたが、令和2年4月の障害福祉保健部機構改革に伴い、自立生活援助については、 障害施策推進課の実施する「令和2年度指定特定及び指定障害児相談支援事業所向け集団指導」において行います。

2 実施方法

本市ホームページ及び「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載した南公会堂での開催は見合わせ、 資料をウェブ掲載します。各事業所で資料のダウンロードや印刷を行い、内容について十分に理解いた だいた上で、下記のとおり電子申請システムでご登録いただくことで、参加されたものとします。

3 掲載時期(予定)

令和2年5月22日(金)

本市ホームページ及び「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載します。

4 参加方法

(1) 登録について

資料の掲載後、集団指導の内容を理解した旨を確認させていただくため、事業所ごとに電子申請システムでの登録をお願いします。該当する電子申請システムへのアクセス方法及びURLについては、資料と併せて掲載します。なお、事前申込みの必要はありません。

(2) 締切

令和2年6月19日(金)

(3) 質問について

集団指導の内容についてご質問がある場合は、上記登録の際、フォームに必要事項をご記入ください。例年どおりQ&Aでの回答とし、個別での回答は行いませんのでご了承ください。

5 内容(予定)

- (1) 必要な届出、給付費の算定等について
- (2) 虐待防止、事故報告について
- (3) 実地指導における指摘事項について
- (4) 支援内容について
- (5) その他

6 問合せ先

横浜市健康福祉局 障害福祉保健部 障害施設サービス課

- <施設入所支援・日中活動系サービス・就労定着支援> 施設等運営支援係 045-671-3607
- <共同生活援助> 共同生活援助担当 045-671-3565
- <短期入所> 地域施設支援係 045-671-2416